

2023年2月10日

公益財団法人笹川保健財団理事長 佐藤 英夫 殿

国家公務員一般労働組合(国公一般)
執行委員長 中本 邦彦
国公一般国立ハンセン病資料館分会
分会長 稲葉 上道

要 求 書

国立ハンセン病資料館、重監房資料館、社会交流会館に勤務する学芸員と事務職員の賃金は、国立博物館の職員に比べて非常に低い水準となっています。国立ハンセン病資料館の学芸員(課長職)の年収を、国立博物館を運営する国立文化財機構の学芸業務を担う研究職の平均年収と比較すると、280万円以上少なく、また国立文化財機構の同じ年齢の事務・技術職の年収と比較しても、約70万円少ないのが実態です。昨今、政府が賃上げへの協力を要請していることに鑑みても、公益財団法人笹川保健財団(以下、笹川保健財団)に対し、国立ハンセン病資料館、重監房資料館、社会交流会館に勤務するすべての職員の賃金の引き上げを求めます。

昇任と昇給の基準は、笹川保健財団が受託者となってから一度も明示されたことがありません。そのため昇任と昇給が公平・公正にではなく、恣意的になされているのではないかと疑念が生じています。また職員は、人生の将来像を描くことができずにいます。昇任・昇給の基準を明らかにするよう求めます。

退職金の代わりとされている資料館勤務手当は、1年間で基本給1ヶ月分にも満たない金額であり、これを毎年支給されていても退職時までには受け取る総額は、一般的な退職金よりも格段に少なくなってしまう。これでは、資料館勤務手当は退職金の代わりとは呼べません。新たな退職金制度の創設を求めます。

こうした賃上げや定期昇給や退職金支給を実現するためには、人件費の増額が必要です。また国立ハンセン病資料館、重監房資料館、とりわけ社会交流会館では、人員が不足しており、職員の増員が必要です。笹川保健財団は、適正な予算執行を担保した上で、事業委託者である厚生労働省に対して、必要な予算獲得を働きかけるよう強く要求します。

社会交流会館の運営費は各国立療養所に配分されていますが、その執行に際して社会交流会館の職員には、手続きの煩雑さや残額の不明瞭さ等の困難が伴う場面が散見される他、金額も1年間でわずか300万円と、到底足りていません。笹川保健財団は雇用する職員の円滑な業務遂行を実現するため、厚生労働省に対して、社会交流会館の運営費の改善を働きかけるよう求めます。

現在、国立ハンセン病資料館、重監房資料館、社会交流会館の勤務時間は、9:00始業、17:00終業の館と、8:30始業、17:15終業の館とが混在しています。同じ就業規則が適用されていながら、勤務時間に長短の差があるのは不公平です。またその差が、適切に給与に反映されているのかも不透明であり、勤務時間の統一を求めます。

労働者代表選挙は、労働基準法施行規則第6条の2で選出規定が示されており、無記名の秘密投票で、使用者の意向に基づかないことが大前提となっています。公平・公正な選出を求めます。

国立ハンセン病資料館、重監房資料館、社会交流会館内における組合活動を一切認めないのは、不当労働行為です。早急に是正するとともに、都労委命令に従い稲葉、大久保両組合員を直ちに職場に戻すことを求めます。

以上を踏まえ、国家公務員一般労働組合と同国立ハンセン病資料館分会は笹川保健財団に対し、下記のとおり要求するので、誠実に対応するよう求めます。なお、2023年2月22日(水)までに文書で回答するよう求めます。

記

1. 賃上げについて

- (1) 国立ハンセン病資料館、重監房資料館、社会交流会館の嘱託職員の賃金(定期昇給分を除く)を、せめて国立文化財機構の事務・技術職員並みとし、月額 58,000 円以上引き上げること。
- (2) 非常勤職員の時給単価を 300 円以上引き上げること。

2. 昇任・昇給の基準と俸給表について

- (1) 昇任・昇格については、国家公務員並みとすること。なお、現在の昇任の判断基準、定期昇給の基準、および現行の定期昇給率が 1%である根拠を示すこと。
- (2) 給与表(俸給表)を作成すること。また、2022 年 2 月の団体交渉で検討するとした、昇任基準と給与表(俸給表)作成について、進捗状況を示すこと。

3. 退職金について

- (1) 新たに退職金制度を創設すること。

4. 予算について

- (1) 必要な予算を確保するため、厚労省に対して直接予算要求を行うこと。
- (2) 予算執行の内訳を開示すること。
- (3) 人件費を獲得し、増員を進めること。

5. 社会交流会館の運営費について

- (1) 予算執行の容易さと、予算の透明性の確保実現を、厚労省に働きかけること。
- (2) 各館の要望・必要施策に応じた予算確保ができるよう、厚労省に働きかけること。

6. 勤務時間について

- (1) 国立ハンセン病資料館、重監房資料館、社会交流会館で異なっている勤務時間を統一すること。

7. 労働者代表選挙の投票について

- (1) 労働者代表選挙の秘密投票を実現すること。

8. 労働条件の向上について

- (1) ハラスメントの解消・防止等、労働環境の改善に寄与すること。

9. 組合活動について

- (1) 都労委命令に従い、稲葉、大久保両組合員を直ちに職場に戻すこと。
- (2) 国立ハンセン病資料館、重監房資料館、社会交流会館内において、組合事務所の設置、掲示板の設置、印刷物の配布など、必要最低限の組合活動を認めること。

以上

連絡先

〒105-0003 東京都港区西新橋 1-17-14 西新橋エクセルアネックス3階
国家公務員一般労働組合(書記長 島袋 慶三)
電話:03-3502-6363 FAX:03-3502-6362
メール:shimabukuro@kokko.or.jp